

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年6月2日
発信課 担当者	税務部納税管理課 興津
連絡先	電話 0166-25-9755
	FAX
	E-mail nozeikanri@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	令和2年4月30日 ~ 令和3年1月31日
発表項目 (行事名)	市税の徴収猶予の特例制度について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置により、経済活動に影響を受けた納税者について、現行の猶予制度のほか、特例措置として最大1年間、無担保・延滞金免除の徴収猶予の特例制度が設けられました。</p> <p>徴収猶予の特例制度は申請が必要で、収入に相当の減少があったことなど一定の条件を満たせば、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての税目が猶予の対象となります。</p> <p>申請は、原則納期限ごとに必要となります。申請期限は、令和2年6月30日と各納期限のいずれか遅い日までとなります。</p>
添付資料	有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	6月10日発送予定の個人市民税(普通徴収)の納税通知書に添付資料の内容を同封。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業・給与等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②の両方を満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業・給与等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) ②の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税など全ての税目が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日と納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

問合せ先

旭川市 税務部 納税推進課 ☎0166-25-5980